

平成25年度 教育委員会 第7回定例会 議案

1 日 時 平成25年7月10日(水) 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第10号議案 平成26年度静岡県立高等学校学科改善 1

<非>第11号議案 教職員の懲戒処分 非

<非>第12号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 10 号議案

平成 26 年度静岡県立高等学校学科改善

平成 26 年度静岡県立高等学校学科改善について、別紙のとおり決定する。

平成 25 年 7 月 10 日提出

静岡県教育委員会教育長

(別紙)

平成26年度静岡県立高等学校学科改善

1 学科改善のねらい

- (1) 生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望等に対応し、学習内容の改善を図る。
- (2) 技術革新や情報化、国際化、少子・高齢化等の社会変化に対応し、学習内容の改善を図る。
- (3) 魅力ある学校づくりを推進する。
- (4) 『静岡県立高等学校第二次長期計画』(平成17年3月)の推進を図る。

2 学科改善の概要

学校名	改善前	改善後
浜松商業(全日制)	経 理 科 国 際 経 済 科 情 報 処 理 科	商 業 科 (変 更 な し)
大井川(全日制)	普 通 科	清流館高等学校へ再編
吉田(全日制)	普 通 科 福 祉 科	清流館高等学校へ再編
清流館(全日制)		普 通 科 福 祉 科
二俣(全日制)	普 通 科	天竜高等学校へ再編
天竜林業(全日制)	森 林 科 学 科 環 境 シ ス テ ム 科 建 築 デ ザ イ ン 科	天竜高等学校へ再編
春野(全日制)	普 通 科	天竜高等学校へ再編
天竜(全日制)		総 合 学 科 森 林 科 環 境 科
春野校舎(全日制)		普 通 科

第7回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	教育委員会事務局の組織体制 対応方針	1

教育委員会事務局の組織体制 対応方針

(教育総務課)

1 要旨

教育行政のあり方検討会「意見書」の提言のうち、予算、定数、組織などの事務局組織に係る内容については、知事部局と教育委員会が連携し、「教育委員会事務局の組織体制検討プロジェクトチーム」を設置し、対応策を検討している。

第 2 回会議（平成 25 年 6 月 18 日）においては、意見書の対応方針案が示された。

今後、この対応方針案に基づき、さらに検討を進め、10 月までに具体的な対応策を決定し提言の具現化を図っていく。

2 教育行政のあり方検討会『意見書』項目一覧表

区分		意見書項目（網掛 P T 対象）
教育行政における責任の所在と果たし方の明確化	1 教育委員会の責任と能動的な活動	ア 教育委員会が能動的かつ集中的に取り組む範囲
		1 教育委員会が集中的に取り組む責務
		2 教育委員会における議論の活発化
		3 教育長への委任事務の見直し
		イ 教育委員会が主体的に活動するための環境整備
		4 教育長の情報提供や助言
		5 広聴活動の見直し
		6 外部の知見活用
		7 議題や知識を共有するための手段
		8 知事との情報交換や意見交換の場の創設
		ウ 透明性の高い「開かれた教育委員会」
		9 教育委員会の議論の公開
	10 広報活動の見直し	
	11 教育行政の点検及び評価の充実	
	12 評価における第三者の知見活用の充実	
	2 市町教育行政の主体性と自立	ア 市町教育委員会の主体性向上のための支援
		13 指導・助言の原則
		14 教育振興基本計画の策定、推進
		15 市町立学校のグランドデザインの見直し
		16 コミュニティ・スクールの導入を促す際の助言方法
		イ 市町立学校の指導における県教育委員会の役割
17 市町教育委員会の指導主事配置（事項 10）		
18 市町教育委員会が行う学校指導の専門性向上（事項 11）		
19 県費負担教職員の服務監督		
ウ 県費負担教職員制度の運用における新たな仕組みの検討		
20 市町の人事内申権尊重、教育事務所のあり方（事項 12）		
21 県費負担教職員の人事権移譲		

事務局組織と学校経営におけるマネジメント力の向上	1 事務局の組織体制	ア マネジメント力向上に向けた事務局の組織体制の検討	22 検討の視点（事項1）
			23 組織マネジメント機能の強化（事項2）
			24 組織間の関係性の検証（事項3）
			25 教育長の人材像
		イ 教員配置のあり方	26 現場を重視した教員配置（事項4）
			27 教員の事務局業務の精査（事項5）
			28 教員のキャリアにおける事務局勤務
		ウ 多様な人材による教育行政の運営	29 教育行政に携わる行政職の計画的な育成、確保（事項6）
			30 知事部局との戦略的な人事交流（事項7）
	31 中途採用の拡大（事項8）		
	2 県立学校の経営に対する関与	ア 目的指向型学校経営システムの抜本的な見直し	32 学校経営計画の果たす役割の再確認
			33 学校経営計画書の内容の見直し
			34 学校経営に対する評価及び改善指導
			35 学校経営計画と学校経営予算の連動
		イ 学校経営を担う人材の育成、確保	36 学校経営を担う人材の育成、確保
		ウ 現場への支援	37 教育委員会の姿勢
			38 支援体制の見直し（事項9）
			39 危機管理のための支援
			40 地域連携や外部人材活用のための支援
			41 その他の支援

3 対応方針（案）

別紙のとおり

教育委員会事務局の組織体制 対応方針（案）

あり方検討「意見書」		対応方針（案）	備考
項目	要旨		
1 検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制検討にあたり、固定化された既存の組織にとらわれず、課題解決のため最適な組織や人材のあり方を柔軟に検討する視点が求められる （現状・課題等） ・21年度以降大規模な組織改正は行われていない ・事務局組織は改善すべき余地がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育を取り巻く諸課題や国レベルでの議論、組織再編の経緯等を鑑み、「指導力向上」「市町教育委員会の自立促進」「教育行政の効率化」を関係検討項目の共通の視点と位置付ける ・上記の視点による組織体制の検討を行いつつ、教員業務の厳選と教育行政を担ういわゆるプロの行政職の育成、確保等を検討する 	
2 組織マネジメント機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・広範にわたる教育行政の様々な課題に対して、迅速かつ確かな判断が常に求められていることから、例えば教育次長複数化など組織マネジメント機能の強化を検討 （現状・課題等） ・教育次長1人体制で部局等を置かない県は全国的に少数（本県ほか1県） ・本県歴代教育長は教員経験者である 全国的には「学校教員」43%（20県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップマネジメントのあり方は、教育長との関係に留意して最適な方法を検討する ・本庁組織体制の検討にあたっては、教育委員会が果たすべきミッションを考慮の上、教育事務所、総合教育センターや学校との関係を含め、最適な体制について検討する 	
3 組織間の関係性の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課と総合教育センターについて、組織上は並列的な関係にあるが、現場への指導・支援等を行う上で、効率的かつ効果的な組織間の関係性について検証 （現状・課題等） ・教科指導等が双方の事務分掌に記載されるなど、関係性を疑問視する指摘がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課と総合教育センターにおいて、教科指導等の業務が効率的に行われているか、実態を検証する ・効果的かつ効率的な現場への指導・支援を実現するため、両組織の役割分担や連携方法を検討する 	
4 現場を重視した教員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・授業力の向上や学校教員に対する指導の充実、強化などを通じた教育の質の向上を図るためには、教育現場における教員配置の実態や課題を十分に把握した上で、経験豊富で有為な教員を教育現場に配置することが求められる ・事務局勤務の教員配置を専門性が必要な業務に限定した上で、現場を重視した教員配置を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・「現場の指導力向上」に資する、現場を重視した教員配置を進める 	
5 教員の事務局業務の精査	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ一つの業務に対する教員従事の必要性を検証 ・市町教育行政との関係（指導主事段階的縮小、教育事務所管理主事が行う人事事務の簡素化など）も踏まえて精査 （現状・課題等） ・教員出身者が占める割合（59.0%）が全国で8番目に高い（全国平均49.2%） ・知事部局への出向教員数は全国一位 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の業務について、「教科指導などの教員に対する指導や支援を行う業務」を洗い出した上で、教員が担う業務を精査する ・その他の業務についても、「教員を現場に戻す」という方針に十分に留意し、教員従事の必要性を検証する ・学校指導や人事事務における市町教育行政との関係も踏まえ精査する 	

あり方検討「意見書」		対応方針（案）	備考
項目	要旨		
6 教育行政に携わる行政職の計画的な育成、確保	<ul style="list-style-type: none"> 行政職の役割は、これまで以上に幅広く専門的になっていくことが考えられるため、教育行政に精通した行政職を育成、確保 その際、キャリア形成方策や採用方法など、行政職の計画的な育成、確保に関する方針を立てる （現状・課題等） <ul style="list-style-type: none"> 事務局の主要ポストの多くを教員が占めており、教員偏重の職員構成で教育行政が閉鎖的との指摘 	<ul style="list-style-type: none"> 教育行政職員が主体的なキャリア形成意識を持って能力開発に取り組み、組織は職員の意欲、能力を汲みとり活かしていくキャリア・デベロップメント・プログラム（CDP）の教育行政部門への導入を検討する 教育委員会、知事部局双方の行政職員が、多様な経験を積むための交流分野拡充など、人事交流の拡大等による職員の戦略的な配置により、専門性の向上を図っていく 	
7 知事部局との戦略的な人事交流	<ul style="list-style-type: none"> 事務局に勤務する教育行政職員にとって、知事部局での従事経験が役立てられる一方、知事部局職員の多様な経験が活かされる事務局業務も数多くある 事務局の事務執行体制の強化を目的に事務局と知事部局との戦略的な人事交流を行う （現状・課題） <ul style="list-style-type: none"> 事務局のうち94.5%が同様の職務経験の職員（教員と教育事務）で構成 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会において、国、大学院等への派遣研修、教育学課程修了者等の中途採用を検討する 教育行政職員の役割は、これまで以上に幅広く、専門的になると考えられるため、教育行政のプロの確保や育成を目指す上で、採用と人事管理の最適な方法について検討する 	
8 中途採用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 行政経験にこだわらず、多様な価値観を持った人材をより多く確保するため、中途採用職員（キャリア採用）の拡大を検討 その際は、中途採用職員の育成方法、キャリアアップ支援の仕組みを検討 		
9 支援体制見直し（県立学校の経営に対する関与のうち）	<ul style="list-style-type: none"> 現場の課題を解決に導くために、教育委員会は現場のニーズや課題を正確に把握して実効性のある支援を行わなければならない このため事務局は、指導主事の配置をはじめとする事務局体制や現場の課題に対する教育委員会の指導監督方法などについて、組織的かつ機動的なものに見直す （現状・課題等） <ul style="list-style-type: none"> 現在の支援が現場における課題解決にどれだけの効果があるのかなどの指摘 	<ul style="list-style-type: none"> 現場の指導力向上を図るため、学校現場が求める支援体制に十分留意した上で、指導主事の配置や学校訪問等の現場への支援のあり方について検討する 	

あり方検討「意見書」		対応方針（案）	備考
項目	要旨		
10 市町教育委員会の指導主事配置(市町教育行政の主体性と自立のうち)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町立学校に対する指導・支援を行う指導主事は、現場の近くに配置され緊密で充実した指導・支援を行うことが重要 ・県は市町に対して自立した学校指導を行うために必要な指導主事の計画的な配置を求める ・小規模自治体には複数の市町が共同で指導主事を配置するよう求める一方で、学校指導の市町間格差を抑えるために必要な支援を行う <p>(現状・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町立学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び就業指導などは市町の権限 ・19年度法改正により市町に教育行政の体制の整備、充実が求められている ・市町の指導主事配置では人口規模が同じ市町の配置人数に最大4倍の差 ・県の小中学校訪問回数は年1回程度 ・沼津市、富士市、富士宮市は要請訪問と授業支援訪問の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が行う教科(学習)指導やサービス監督をはじめとする学校指導について、制度的にあるべき姿や19年度の法改正の趣旨、最近の国における議論も踏まえ、自立した市町の学校指導のあり方を整理する ・現在の市町の教育行政体制について、自立した市町の学校指導のあり方に対する現状、今後の予定・計画、クリアすべき課題などを把握する ・これらを踏まえ、市町の体制整備、充実及び学校指導の自立化に向けた工程や支援方策を検討する(先進事例の他市町への展開や共同設置・運用などの指導、助言など) ・また、市町の自立化までの間、現行の市町向け支援が当面必要な場合であっても、一律支援ではなく市町の状況に応じた支援のあり方を検討する 	
11 市町教育委員会が行う学校指導の専門性向上(市町教育行政の主体性と自立のうち)	<ul style="list-style-type: none"> ・県は市町が行う学校指導の専門性を向上させるための支援をより充実させる ・その際、市町の学校指導の現状把握や課題を洗い出し地域性や独自性に配慮しながら市町に対する支援方針を作成 ・また、市町の学校に対する指導方針の検討及び作成に積極的に連携、協力 ・これらの支援のための部署の設置検討 		
12 市町の人事内申権尊重、教育事務所のあり方(市町教育行政の主体性と自立のうち)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域人事による適正な教員配置に留意しながら、サービス監督者である市町の主体的な人事内申権をより尊重し、県人事事務の範囲を見直して市町への関与を縮小 ・教育事務所は存廃含めあり方を検討 <p>(現状・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が学校や市町を訪問して行う情報の収集や提供は、市町の内申を事前に調整していることになるとの懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・21年3月に事務局再編を決定した際に、教育事務所の学校教育課を総合教育センターへ21年4月から集約するとともに、教育事務所に残る教職員課については、3～5年後に効率化の観点から本庁化する方針を示している ・これまで、具体化に向けた検討を重ねてきたが、24年度に「教育行政のあり方検討会」が開催され、改めて事務局組織の見直しとあわせて検討する ・人事内申権については、各市町から十分に尊重されているとの回答を得ているが、市町人事内申に対する県関与の実態を十分に検証した上で、県の人事事務の範囲の見直しや効率化などを検討する ・学校人事課と教育事務所の業務分担や職員の配置方法などを整理した上で、組織のあり方を検討する 	